

総務政策委員会会議録

招 集

令和4年12月13日(火) 午前10時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 岡田 啓介 (副委員長) 今城 雅子
伊藤 ひろえ 稲田 清 奥岩 浩基 徳田 博文
森田 悟史 渡辺 穰爾

欠席委員(1名)

松田 真哉

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 長谷川議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 岩崎議員 門脇議員 田村議員 塚田議員 津田議員 戸田議員
錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道機関 2社 一般1名

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】永瀬部長 辻統括調整官 佐小田防災安全監

[秘書広報課] 角課長

[総務管財課] 松本課長 柄川総務担当課長補佐 横木情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 大野原課長

[調査課] 足立課長 宇山課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 泉原担当課長補佐

[職員課] 伊藤課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐 松永担当課長補佐

[財政課] 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

[契約検査課] 福田課長

[選挙管理委員会] 足立局長

【総合政策部】八幡部長 河田人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 堀口次長兼課長 遠藤総合戦略室長 高橋係長

[都市創造課] 相野課長 赤井課長補佐兼都市政策担当課長補佐
石原都市計画担当課長補佐

[地域振興課] 毛利課長 坂本主任

[男女共同参画推進課] 長谷川課長 舟木課長補佐

【淀江振興本部・淀江支所】中久喜本部長兼支所長

審査事件及び結果

議案第84号 米子市市税条例等の一部を改正する等の条例の制定について

[原案可決]

議案第85号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

- 議案第 8 6 号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 8 7 号 米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 8 8 号 米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙活動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 9 3 号 事業契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]
- 陳情第 1 1 号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情 [不採択]
- 陳情第 1 8 号 公共施設におけるネット環境の整備について (陳情) [不採択]

報告案件

- ・米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について [総務部]
- ・「米子市まちづくりビジョン」の令和 3 年度の取組及び基本計画における中間改訂について [総合政策部]
- ・米子駅周辺活性化連携会議について [総合政策部]
- ・米子市立地適正化計画 (素案) 等について [総合政策部]
- ・米子市避難行動要支援者対策事業の取組状況について [総合政策部]
- ・第 4 次男女共同参画推進計画策定について [総合政策部]

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

松田委員から欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。

本日は、9 日の本会議で当委員会に付託されました議案 6 件及び陳情 2 件について審査するとともに、6 件の報告を受けたいと思います。

初めに、陳情の審査から行います。

陳情第 1 1 号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情を議題といたします。

参考人として、本陳情の提出団体から山口一樹様にお越しいただいております。

それでは、初めに陳情第 1 1 号につきまして、山口様に御説明をいただきたいと思えます。

説明は、分かりやすく簡潔にお願いいたします。発言される際は着席したままで構いません。

それでは、お願いをいたします。

○山口氏 (参考人) 貴重なお時間をありがとうございます。自治労鳥取県本部の山口と申します。

御存じのとおり、会計年度任用職員について、今や我々自治体で働く者にとってかけがえのない重要な担い手という具合になっております。もともとは 2020 年にこの制度ができて、今回 3 年目を迎えます。適正な任用・勤務条件を目的にこういった制度ができた

わけですけれども、一定程度は改善しながらも、十分な状況であるということとは言えないという具合に思っております。特にこの部分について、我々としては、特に正規職員のみから見ても、隣で働く会計年度任用職員が実際に近い、均衡する労働条件で働いていただくということがとっても重要であるという認識に立ち、こういった部分について、会計年度の処遇改善、あるいは雇用安定がとっても急務だというような形でございます。実際には、特に今回の陳情の内容として、短時間の会計年度任用職員に対して、勤勉手当も支給できるような法律改正をお願いしたいと。それについて意見書を出していただきたいという陳情でございます。

また、同時に、法律を改正するということになると、当然財源等、そういったものも必要になってくると思われま。必要な財源の確保についても、国の特段の配慮を願ってほしいというような意味でございます。

今回、陳情書のほうに大体趣旨は書いてございますが、参考までに申し上げますと、県内他の3市については全て採択をされているというような状況でございますので、米子市議会も基本的な採択の方向に向けて御配慮をお願いしたいということでございます。よろしく願いいたします。

**○岡田委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 参考人に対する質疑を終結します。

次に、本陳情の賛同議員であります安達議員、錦織議員に説明を求めます。

初めに、安達議員。

**○安達議員** 賛同の立場で若干述べさせていただきます。

先ほど提出者のほうからお話があったんですが、2020年度にこの制度導入がされました。御存じのように、それまでは各自治体でいろいろな言い方でありましたですけども、総じて非正規職員はずっとこの公務職場にもたくさんおられて、今日まで職務を全うしておられます。そういった方々が2020年度に、国の主導っていうんですか、政策制度導入で、会計年度任用職員ということで制度化されて今日まで来ました。ただ、以前からの非正規職員の方々の処遇っていうのは、いわゆる低賃金って言うていいんでしょうか、日当賃金も低いま。ただ、休暇とかそういった制度は正規職員さんとも近いということ聞いておりますし、そういった中で手当は、特に勤勉手当の支給はない。これを制度化して法改正なり条例制定とかというところのしつとをという思いで陳情されたというふうに読み取っております。そのことは、ぜひ皆さんに理解をしていただければと思います。私も今この年になっておりますが、自治体の臨時職員という身分でございました。そういったところで、勤務は非常に限られた勤務ばかりでしたけれども、今はコピーをしてきなさいとか、事務の補助だからということで、勤務的には非常に不安定だったなと思います。

そして、今回この条例制定もしてもらえばというところの処遇改善なんですが、直前、直近の人数把握をさせてもらったんですが、いわゆる2020年度に始まったこの制度の中で、特にいろんな職場にそれぞれの方がおられるんですが、保育所補助、なかよし学級の補助、児童館等の補助の方が年々増加してるわけですね。令和2年4月1日では530人台、そして、今直前で、令和4年4月1日では640人弱なんですね。10月1日には

660人の方々が勤務しておられる。いわゆる本庁、いわゆる外の職場、それぞれ。そして、この制度前の状態でいいますと、臨時職員さんとか非常勤職員という言い方だったんですが、平成31年4月1日は500人弱なんですね、合わせて。そういった方々、今言いましたように、随分職場にたくさんおられるということを確認してもらい、そして、そういった方々の処遇改善を図っていただき、そして、処遇改善のための財源確保を国において十分確保していただきたいという陳情者の思いはよく理解できるために、ぜひ賛同をしていただければと思って、採択に向けてお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○岡田委員長** 次に、錦織議員。

**○錦織議員** 陳情第11号の賛同意見を述べさせていただきます。

自治体職員の正規職員は1980年代から削減されて、調整弁のごとく置き換えられてきたのが非正規職員でした。非正規の劣悪な処遇は、官製ワーキングプアとやゆされ社会問題化したこともあり、2020年4月から処遇改善の目的の一つとする地方公務員法、地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の運用が始まりました。しかし、法改正の目玉とされた期末手当の支給は過小に評価され、処遇が運用前より切り下げられる不適切なケースや、8割近くを女性が占めるジェンダーギャップ、経験が反映されない給与格差、格付の在り方など、制度的な欠陥が次々と明らかになってきています。制度適用から3年目を迎える2022年度末は、公募によらない再度の任用の上限回数を2回とした自治体も多いことから、公募による不当な雇い止めの集中が危惧される状況であります。地方自治体では、正規職員の専門性と持続性が求められる職種までこの制度が用いられており、会計年度任用職員が非正規職員の補助的でない業務に従事しています。自治労連が2022年5月末から9月にかけて、全国の自治体で働く約62万人の会計年度任用職員を対象として行ったアンケート調査では、回答に占める女性の割合は86%に達しており、会計年度任用職員制度が女性労働に依存する制度になっていることが裏づけられました。私は特に、男女のこの賃金格差が社会問題化する下、ジェンダーの視点からも、実効性のある処遇改善、また、財源確保が図られなければならないと考えます。

以上の理由によって、陳情の採択を賛同し、採択を主張したいと思います。以上です。

**○岡田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 当局の一つ、これとはちょっと違うかもしれませんが、他の自治体では会計年度任用職員の副業を認めているところもあるんですけど、米子市というのはどういう状況か教えていただきたいと思います。

**○岡田委員長** 伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 会計年度任用職員の副業についてなんですけれども、米子市においても届出によって許可しているというところがございます。以上です。

**○岡田委員長** よろしいですか。

○渡辺委員 はい。

○岡田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、今城委員から、次、徳田委員のほうに回ってもらえますでしょうか。

今城委員。

○今城委員 私は不採択を主張いたします。

私も長い間、臨時職員という非正規雇用で勤務をしていました。その実態とか状況とかを考えたときには、当時のものよりも今の会計年度任用職員の方のほうが随分改善されているなというふうに感じているところです。それは、今の時代に合うか合わないかっていうことは別にして、そういう現実がありますということの一つ踏まえた上で、実際にこの制度として臨時的な形で仕事をしているという人たち、当時の私も含めてですが、任期が決まっているということ、それから、労働条件や賃金条件もきちんと認識をした上でそれに応募をし任用が行われているということを見ると、強制的にそれを行わされているわけでは決してないと。自分がそれを選んでやっているという部分も実はあります。それしかなかったということもなくはないですけども、それもあります。したがって、そこから正規職員に向かっている人々や、また、違う職種で正社員などに向かっている人々も、それもまた自由に行われることであるというふうに思っていますので、この制度としてのものに手当をつけるということが本当に大事なことなのかということ、それは違うのではないかとこのように思っているところが一つあります。

もう一つは、現在、本市的にはDXの推進をしていくというところで、必要な人材を必要とするところにしっかりと回していくということ踏まえて、全体の職員配置により対応するというふうに向かっているところです。それを考えていくときに、先ほどおっしゃっていましたが、確かにそのとおりではあります、専門性を求められる職については、国もその雇用や確保について、人材確保について担保しているということもありますので、そちらの制度をしっかりと使って、専門性を求められる職については雇用の形を考えていくということも必要だと思いますので、この意見書に書かれている内容については同意できませんので、不採択を主張いたします。以上です。

○岡田委員長 次に、徳田委員。

○徳田委員 私も不採択を主張します。

確かに同一労働同一賃金の観点からという点だけ見れば、御趣旨はもっともだなと思うんですけども、果たして現在の期末手当にプラスして勤勉手当を支給することが処遇改善にイコールでつながるかどうかが疑問でございますので、私は不採択を主張させていただきます。

○岡田委員長 次に、稲田委員。

○稲田委員 まず、不採択を主張いたします。

理由ですけれども、このたび出されている陳情はまさに処遇改善ということで、賃金、報酬が上がりますので改善のいいほうに向かうという趣旨はもちろん理解してのことです

が、逆に、この勤勉手当が特に法令上認めて、要は付加するのは構わないけれども、付加をしなければならないってものでもない状態で、逆にその勤勉手当を認めるべきではない趣旨の陳情が出て、じゃあ、またそれも議会が可決するのかどうかというところは、非常に私は慎重に取り扱うべきだと思います。やはり、このたびは労働組合側から出されてますけど、会計年度任用職員さんが組合に所属されてるかどうか、私は精緻なところ分かっておりませんが、いわゆる労使間、雇う側と雇われる側での交渉の過程で決まっていくことを尊重すべきであって、議会のほうから上げるべきだ、あるいは下げるべきだという部分に介入するのはいかがなものかと考えますので、私は望ましくないものと理解しておりますので、不採択に至りました。以上でございます。

○**岡田委員長** 次に、渡辺委員。

○**渡辺委員** 結論的には不採択ですね。

これ、制度ができたときからこの問題っていうのはあったというふうに伺ってます。そこで政府も、自治体の意見を聞きながら、どう改正していくのか検討するっていうのもずっとやってきたんですけど、今のところ自治体との意見交換を行われた経緯から見ても今の状態だということですので、政府も今後また、各自治体の意見を聞きながら、改正できるものはしたいという流れで、今はその時期でないというふうな答弁もしてますんで、今こういった意見書を上げる必要はないということで、不採択を主張します。

○**岡田委員長** 次に、奥岩委員。

○**奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

先ほど渡辺委員も少し触れられたんですけど、陳情者さんからもお話、賛同議員さんからもお話がありましたけど、こちらの会計年度任用職員制度が令和2年からですかね、スタートいたしまして、その際に国のほうからマニュアルですとかそういったものもありまして、当時から課題事項、検討事項ということで、本日おっしゃっていただいたような点につきましては、課題、検討事項で現在も進んでいると考えておりますので、不採択でお願いいたします。

○**岡田委員長** 次に、森田委員。

○**森田委員** 結論から申しまして、不採択を主張いたします。

まず、正職員さんと会計年度任用職員さんの職能や職責が異なることから、同一労働同一賃金という考え方は、ちょっとまた違う問題なのかなというふうに思います。あとは、先ほど奥岩委員もおっしゃってましたけれども、令和2年から制度ができて、期末手当の支給も可能となっているというところから、処遇改善の方向に進んでいるということもあり、勤勉手当の問題もあるかとは思いますが、大きな予算を要する問題だと思いますので、そこに関しては非常に慎重にならざるを得ないというところで、引き続きの検討課題とするべきだなというふうに考えていますので、不採択を主張いたします。以上です。

○**岡田委員長** 次に、伊藤委員。

○**伊藤委員** 私は採択の立場で発言させていただきます。

米子市も定員数の不足により、例えば非常に重要な相談窓口なども会計年度任用職員が、正規職員以外が担っている実態があり、それが常態化しておりますので、私は問題と思っております。同一労働同一賃金の観点からも、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改

正と雇用安定ということは、私はもう本当に今まさにやっていく課題だと思っておりますので、採択をし、また、その財源は国に求めたいと思います。以上です。

**○岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第11号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員〕

**○岡田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第11号について、採決理由の結果を御協議いただきます。

ないようですので、採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

山口様、ありがとうございました。

賛同議員は傍聴席にお戻りください。

次に、議案第84号、米子市市税条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立調査課長。

**○足立調査課長** そういたしますと、議案第84号について説明させていただきます。議案書のページでは84の1から84の12となります。

こちらにつきましては、先般の11月、総務政策委員会において御説明させていただきましたが、納税者の利便性の向上、金融機関の公金収納窓口事務の合理化への対応、そして行政事務の負担軽減を理由といたしまして、督促状を発した場合に徴収している手数料の徴収を行わないこととするため、第1条から第16条までに掲げている条例につきましては根拠規定や表記を削除し、第17条に掲げている条例につきましては、存続させておく必要がないことから廃止しようとするものでございます。

説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第84号、米子市市税条例等の一部を改正する等の条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○**伊藤職員課長** 議案第85号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和4年8月8日の人事院勧告に基づきまして、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職の職員及び任期付職員について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、給料表を改定するため所要の整備を行おうとするものです。以上です。

○**岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○**伊藤職員課長** 議案第86号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

こちらにつきましても、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本市の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため所要の整備を行おうとするものです。以上です。

○**岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 議案第87号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本市の非常勤職員に対しまして、常勤職員とみなして退職手当を支給する場合における勤務日数に関する要件について、国家公務員の取扱いに準じて緩和することとするため、所要の整備を行おうとするものです。以上です。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号、米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立選挙管理委員会事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長 議案第88号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正によりまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴いまして、米子市の議会の議員及び長の選挙

における選挙運動用自動車の使用等について、市が負担する額の限度額を引き上げるため改正しようとするものです。以上です。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第88号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、事業契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立調査課長。

○足立調査課長 そういたしますと、議案第93号について御説明させていただきます。

こちらは、鳥取県西部総合事務所新棟、米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る事業契約の締結についての議決の一部を変更しようとするものでございます。

当該事業につきましては、令和2年度末に契約を締結し、本年9月から基礎工事に着工したところでございますが、この間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争などによりまして、急激に物価及び人件費が高騰したことから建設費が上昇する状況となりました。このことから、9月定例会におきまして、金額の増額に係る債務負担行為をお認めいただいたところでございます。このたびの一部変更は、民間資金等の活用による公共事業等の整備等の促進に関する法律、こちらに基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺委員 すみません。これは債務負担行為で話はしてるんであれなんですけど、県との合同の工事なんで、今回県もこういう議決をしてるのか。そして、県と合わせてどれだけの増額になるのか教えてください。

○岡田委員長 足立調査課長。

○足立調査課長 委員おっしゃられるとおり、県も同じように議会の議決を求められている状況でございます。そして、額につきましては、変更金額、トータルのものというところ…すみません、申し訳ございません。県市合計では、9,223万8,286円でございます。

ます。以上です。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 こうやって、これは庁舎で、南北もたしかこういうので増額したような気もするんですけど、今米子市がいろいろな契約してますよね。これは分かればいいんですけど、特に指定管理なんかでも、燃料代、電気代、人件費も最賃が上がってかなり大変だっているのを聞くんですけど、そういった契約についても随時、年度中にこういった増額をしてるのかというのを聞かせてください。

○岡田委員長 永瀬総務部長。

○永瀬総務部長 指定管理者制度に対する差額分を指定管理料に対して見直しするっていうのは、以前もコロナが始まったときに1回やったことがあったと思うんですけど、それと同様のことが今回必要かっていうことも今精査中ですし、今後の来年度以降の当初予算におきまして、そういった電気代をどのように加味するかどうかについても、ルールづくりをして、各課が指定管理者と協議できるような環境を今用意しようとしてるところでございます。以上です。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私、この議案反対ではないであれなんですけど、やっぱりこれは増額される、これはされないみたいなのがあると、同じ条件下で委託とかも受けてる、また、工事請けるところがありますんで、そこら辺は平等になるようお願いしたいというのを申し上げて、終わります。

○岡田委員長 そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第93号、事業契約の締結についての議案の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時32分 休憩**

**午前10時35分 再開**

○岡田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

陳情第18号、公共施設におけるネット環境の整備についてを議題といたします。

本陳情の賛同議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

○錦織議員 陳情第18号、公共施設におけるネット環境の整備についての賛同意見を述べさせていただきます。

身近では鳥取県中部地震が発生しましたときに、湯梨浜町の、私、アロハホールの避難

所のほうにも行きましたけれど、その当時、N T Tが携帯電話の臨時基地だったかな、何かそういうものを置くなどしていました。まだW i - F i環境がそうなかったときだったと思います。9月議会で公民館へのW i - F i環境を整える予算がついたところなんですけれども、避難所となる体育館や福祉保健施設などでもやはり必要だというふうに思います。また、このコロナ禍でウェブを利用したりリモート会議だとか講演会、学習会などが広く行われるようになりましたが、米子市研修センターや公会堂などにはW i - F iがなくて非常に不便です。コロナ終息後もこの流れは変わらないと思います。順次公共施設へのネット環境の整備は必要と考えますので、陳情の採択を主張いたします。以上です。

○岡田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

稲田委員。

○稲田委員 何点かお聞かせください。

まず1つ目ですが、陳情提出者との連絡は取られておられますでしょうか、まずそこをお聞かせください。

(「すみません、取っていません」と錦織議員)

○岡田委員長 挙手をしてお願いできますか。

錦織議員、挙手して。

○錦織議員 ああ。

○岡田委員長 錦織議員。

○錦織議員 失礼しました。

連絡は取っておりません。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 そうしますと、私、公共施設と書いてあるものですから、公共施設もいろいろなものがあると思っております。今、錦織議員からは福祉施設とかいろいろ言われたと思いますが、それは陳情者が言われたわけではなくて、錦織議員のお考えで言及されたという認識でよろしいでしょうか。

○岡田委員長 錦織議員。

○錦織議員 そのとおりです。一般的に公共施設ということで入れさせてもらいました。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 ちょっとそこは私の中では、どこを指すのかを具体的に知りたかったという思いがあるのですが、置いときまして。

この文面を読むに、要は災害発生時をもって陳情されてるのだらうなと思ってたんですが、先ほど錦織議員のお話ですと、ふだん使いというところちょっと雑駁な言い方になるかもしれませんが、例えばふだんの会議とかリモート何がしとかで使えるほうがよりいいのではないかというお気持ちは分かりますが、果たしてどうかなと思います。連絡を取られてないということですので、いわゆる錦織議員の中では、災害時及びふだんも含めた内容をお考えということで、確認ですが、よろしいでしょうか、お尋ねします。

○岡田委員長 錦織議員。

○錦織議員 そのとおりです。

○岡田委員長 そのほか。

伊藤委員。

○伊藤委員 課長に聞いていいでしょうか。

〔賛同議員〕と声あり〕

○岡田委員長 まずは、賛同議員に対する質疑をお願いいたします。

○伊藤委員 ありません。

○岡田委員長 それでは、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 担当課にお尋ねいたしますが、D Xの取組が進んでいると思っておりますが、その進捗状況の、そのスケジュールの中に、このように避難所などになり得る公共施設にW i - F iなどのネット環境を整備するっていうものは、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○岡田委員長 永瀬総務部長。

○永瀬総務部長 総合政策部のほうでD X推進計画というものを策定しておりますけど、その中で、災害という視点でもって、例えば避難所になってるところに順次W i - F i環境を整備するっていうようなことを具体的に盛り込んでるわけではございません。

○岡田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、W i - F iなどのネット環境を、私は避難所などになり得る公共施設、まずは公民館というふうに思って、公民館は順次整備をされたところだと思っておりますが、ほかにも体育館だとか、そういうようなところは、具体的にはそのスケジュールの中にはないということでもいいのでしょうか。

○岡田委員長 永瀬総務部長。

○永瀬総務部長 現時点には、具体的に避難所を全て、かなりの数がありますけど、順次進めていくっていう考えが基本的に持ってるわけじゃなくて、ふだん使いの各施設が持ってる設置目的っていうのございますので、その範囲で一つ一つ個別に検討をしていっていると、そういった段階でございます。

○岡田委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

そうしますと、奥岩委員から、よろしいですか。

奥岩委員。

○奥岩委員 こういった陳情、何度か似たようなのがあったとは思いますが、私はこれ読ませていただきまして、災害時にW i - F i環境が必要であるので、それを整備していただきたいというふうな形で読ませていただきました。先ほど賛同議員さんからお話がありましたとおり、残念ながら公共施設で、全ての施設でフリーW i - F iが使えるっていうような状況ではないんですけど、災害時を考えた場合に、常設してあるものももしフリーW i - F i等で開放してあって、それが災害時もきちっと動くかっていうところが少し疑問点だと思って思うのが一点と。東日本大震災のことも、賛同議員さん引用していただき

いましたが、そこからさらにバージョンアップをして、大手キャリアさんのほうが、災害時には移動式の基地局を移動して設置をされるっていうようなこともございますので、こちらのほうが確実かなというふうに個人的には考えております。ですので、ちょっともしかすると解釈の幅の違いはあるかもしれないですけど、災害時に向けてそういった施設にWi-Fi施設をとというのは、今回、不採択をお願いいたします。

**○岡田委員長** 次に、森田委員。

**○森田委員** 不採択を主張いたします。

災害時におけるWi-Fi整備として私も読み取りました。公民館のほうではWi-Fi整備も進められているということでありまして、そもそも災害時にWi-Fiが必要なのかみたいなところを、僕、個人的にはすごく疑問に思っていて、ネット環境自体は必要だと思うんですけども、結局基地局が機能しなくなった場合には、携帯電波であろうとWi-Fiであろうと機能しなくなるというふうに思いますので、災害時におけるWi-Fi整備としては賛同できないというところから、不採択を主張いたします。以上です。

**○岡田委員長** 次に、伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は趣旨採択の立場で発言させていただきます。

私も陳情者に連絡を取っておりませんので、十分意見を聞いたということではないですけども、ここで読み取りますと、避難所などになり得る公共施設にネット環境をとということ。やはり私は、時間はかかるのかもしれないですけども、順次整備をしていくというふうなところが必要なのではないかと考えておりますので、そのところでは特定個人に利益があるということではなく、公共性を担保しながらネット環境を整備をするということは必要だと思っておりますので、趣旨採択を主張いたします。以上です。

**○岡田委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 私は不採択を主張いたします。

先ほど永瀬部長からもお話がありましたが、それぞれの施設にはそれぞれの設置目的に合わせた形で、もう既にネット環境を整備しているところも多々あります。それは公共の仕事をする上で必要であるからやっているのであって、個人の使用に対してそれを提供しているというわけではない。そういう意味では私も、先ほど奥岩委員もおっしゃいましたが、これまでも同様な形でフリーとして使えるものを求めていらっしゃることが非常に多かったですが、今回そういう形のことは書いてありませんが、先ほどのお話等から聞きますと、やはりフリーで使わせてもらいたい、日常的に不便であるから使いたいということをやっぱりおっしゃっている。それを求められるっていうことそのものが、フリーで使うということについては反対ですので、一つそれについては賛同できませんし、現在でいいますと、例えば個人の携帯ですとかスマホですとか、そういうところでテザリングができるようになっている機能がたくさんありますね。そういう意味では、個人として使用するという、日常的に使用するという、会議などに使うと思うなら、公共のものを必ずしも使わなければならないわけではなく、テザリングなどを使って個人のものとして使う、これがまず第一義的には当然のことだと思っておりますので、こういう形で、公共施設だから自由に使わせるのが当たり前だという考え方というのには賛同できません。また、災害時のこともおっしゃっていましたが、担当課にも確認しましたが、各通信会社との提携が

できたり、また、支援が行われるということは見越してあるというか、計画の中に入っているというふうにも伺いましたので、災害時に100%カバーできるとは思っていませんが、そもそも大災害や災害で使えない状態になっているところが、100%カバーができるような通信状態ではないということは誰もが分かっていることですから、これを、だから必要だから、全てにおいてWi-Fiにするとかネット環境を整えるということについては賛同できませんので、不採択を主張します。以上です。

**○岡田委員長** 次に、徳田委員。

**○徳田委員** 私も不採択を主張します。

理由としましては、災害時にやはり限定した陳情であるという判断をいたしました。先ほど奥岩委員、今城委員も言われましたけども、まずは災害時というのは安否確認、災害、防災メール等も含めて、安否確認が必要かつ重要と思われまますので、その点は市のほうでもう手当てをされてるということでございます。したがって、今回の分は不要と判断いたしました。以上です。

**○岡田委員長** 次に、稲田委員。

**○稲田委員** 不採択を主張します。

まずは公共施設が具体的にどの施設であるかを知りたかったんですが、そこが今曖昧であるということ。全部ということが対象であれば、それはそうなんですが。それから、災害時なのか、あるいはふだんも含まれるのかも曖昧な印象を受けておりますので。果たして、結局、これ、もし設置していくとなれば、ふだん使いの日常のほうにどんどん使われていくことになるほうが多いんだろうなと思います。災害が起きればそれは有用かもしれませんが、まだ現時点ではあったらいいなというレベル、それをじゃあどうやって、この施設にこうだから必要なんだという理由づけをもってして我々議会は動くべきではないかと思っておりますので、不採択でございます。

ちょっと付け加えになりますけれども、ちょっと陳情審査がこのような内容で不安定な中なので私も言いづらかったというのが一点と。それから、あったらいいなを採用しますと、例えば今コロナ禍で苦しんでる方に、じゃあ、こっちのWi-Fiつけるお金があればそっちじゃないかということになるので、もう少しちょっと議論が深まる前提で陳情審査に行くべきかなと思われましたので、これまた委員長にお伝えしておいて、私、議長ですので、結局、私のほうにまた報告いただくような話になるんですけども、陳情審査の在り方というのも、ちょっと、すみません、今言うべきでないのは重々承知しておりますが、感想を得ましたのでお伝えだけさせていただきました。以上で終わります。

**○岡田委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 倉吉の方から米子市の公共施設のWi-Fiまで心配していただく陳情が上がる、どれぐらい米子市の実情とかそういうことを、またWi-Fiの話も随分議会で議論をしてるんですけど、理解されてるのか分かりませんが、大変ありがたいですね、こういう陳情をいただくというのは。ただ、災害を理由に全部の公共施設にフリーWi-Fiつけるっていうのは、これはどう考えても、議会としてこれを採択して、そうしようってするもんじゃないと思います。災害時には、災害時にでも使えるWi-Fiが必要だったら、そういうものはあるわけですから、それを今から全部につけて、フリーWi-Fiでっていうのは現実的でないと思いますので、採択しない、不採択です。

○**岡田委員長** 討論を終結いたします。

それで、ただいま趣旨採択という御意見がありましたので、初めに趣旨採択についてお諮りをいたします。陳情第18号、公共施設におけるネット環境の整備について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員]

○**岡田委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決をいたしたいと思えます。陳情第18号、公共施設におけるネット環境の整備について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

○**岡田委員長** 賛成委員がありません。

よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第18号について、不採択、採決結果の理由を御協議いただきます。

そうしますと、採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○**岡田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

賛同議員は傍聴席にお戻りください。

次に、総務部から1件の報告を受けたいと思えます。

米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、当局からの説明を求めます。

松本総務管財課長。

○**松本総務管財課長** そういたしますと、米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてにつきまして、説明のほうをさせていただきます。

資料に沿って説明のほうはさせていただきます。

まず、1番、条例制定の目的でございますけれども、こちら、書いております、令和3年5月10日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律によりまして、載せております個人情報に係ります3つの法律が統合されました。地方自治体におきましては、これまで個人情報保護に関するこれらの3つの法律については適用は受けておりませんで、各地方公共団体が定める条例によりまして、それぞれ個人情報を取り扱っているところでございましたが、統合されました新しい個人情報の保護に関する法律、今後、新法というふうに表現させていただきますけれども、新法におきましては、全ての地方公共団体に適用されることとなりましたので、新法施行に必要となります事項を定めるための条例の制定をするものでございます。

次に、条例制定の方向性としましてですけれども、現在米子市における個人情報の取扱いにつきましては、米子市個人情報保護条例に基づき行っておるところでございます。現行の条例につきましては、規定の大部分が新法に直接規定されることになりましたことから、現行条例は廃止いたしまして、新法に規定されていない事項につきましては、新たな条例として制定をするということにしております。

その新しく制定します条例の中身でございます。こちら3番でございますけれども、主



な内容としまして、まず1つ目、上段から順番に説明をさせていただきますが、3条関係、個人情報取扱事務の届出等についてでございます。新法におきましては、1,000人以上の情報を取り扱う事務につきまして、届出等の規定が設けられておりますけれども、1,000人未満の情報につきましては設けられておりません。本市におきましては、現行条例におきまして、人数にかかわらずこれらの届出等の規定を設けておりますので、法律改正後も1,000人未満の取扱いについても現行条例同様の取扱いをするということで規定をしております。2つ目の5条関係、手数料についてでございますが、手数料につきましても現行条例による取扱いを改めて規定をするものでございまして、金額等、現行と変わるものではございませんが、新法に対応するために条例に定めるものでございます。次に、その下2つ、6条、7条関係ですけれども、こちらにつきましても現行条例と同様の扱いをするために規定をするものでございます。

次に、条例制定に向けましてパブリックコメントを実施しております。期間が令和4年10月26日から同年11月24日までの30日間実施をいたしまして、人数としては1名の方から3件の御意見をいただきました。別紙1に御意見の内容と本市の考え方を記載しております。いただいた意見につきまして、条例案への反映につきましてですけれども、一部字句、言葉を追加修正を行っております。

これらの内容を踏まえました条例案としまして、別紙2をつけております。こちらは現行条例との比較表という形で載せております。今後、この条例制定するに当たりまして、審査会条例、審査会に係る条例でありますとか手数料に係る米子市の手数料条例等につきましても、所要の整備を行うために改正を行う予定としております。

最後になりますけれども、条例の施行と書いておりますが、今後のスケジュールでございます。今後、個人情報に係る審査会からの意見などをいただきながら、来年3月、令和5年3月の定例会に条例改正の議案を提案させていただいて御審議をいただいた上で、令和5年4月1日からの施行の目指しております。

説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

**午前10時57分 休憩**

**午前10時59分 再開**

**○岡田委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から5件の報告を受けたいと思います。

初めに、「米子市まちづくりビジョン」の令和3年度の取組及び基本計画における中間改訂について、当局からの説明を求めます。

堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** それでは、米子市まちづくりビジョンの令和3年度の取組及び基本計画における中間改訂について、次のとおり3点御報告いたします。

まず1点目、まちづくりの基本目標・基本方向の評価としまして、令和3年度の実績を掲載しております。S、A、B、Cと評価しております、Sについてはなし、Aについては21、Bについては29、Cについてはなしという結果になっております。資料3に詳細を掲載しております。

2点目、まちづくりビジョン基本計画における中間改訂の項目の一覧としまして、資料の5をつけております。赤い文字が追加項目となります。主な追加項目としましては、DX推進計画に基づき市民の利便性向上と業務の効率化、就業者及び離職者の学び直しによる職業能力の向上、脱炭素社会の実現を目指した取組、これが主な項目として上げております。

次に、3点目、米子市地方創生有識者会議での主な意見としまして、次の5つの意見を載せております。

報告は以上になります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** 説明受けて、この後ろの資料も全部含めた質疑でいいんですね。では、主に2点質問しますと、一番表紙のやつ、大きい3番目の、米子市地方創生有識者会議で主な意見というところの一番最初に、マイナンバーカードの活用云々と書いてありまして、実は私もこの問合せが多くて、マイナンバーカード取得したけど、あれ、どこでどう使うんだということ、多分いろいろあると思うんですけど、その辺、まず、分かりやすく教えていただければと思います。

**○岡田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** マイナンバーカードにつきましては、まず、1点、平成28年度から行っておりますコンビニでの証明交付、これは一番最初にやっております。そのほかは、今現在、国のデジタル田園都市国家構想交付金がありますので、それを活用して、市民の皆様が使えるようなアプリを今つくろうとしているところであります。大きくはこの2点です。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** その辺りは、じゃあ、私が今その答弁をそのまま私に聞いた方に話しても、多分訳が分からないわということになると思いますので、ここでここを今から深掘りしようと思いませんが、要はそこが今市民の皆さんの、要はマイナンバーカードの発行、発行って言い方でいいのかな、を伸びているのは御存じですし、私も、昨日も第2庁舎たまたま行ったらかなりの数の方がいらっしゃって、多分発行は順調にいくんだけれども、その辺のメリット、あるいは、要はこれが市政として、市全体のDX化にどうつながっていくんだっていうところを、何かまたどこかの機会で示していただきたいと、これはお願いをしておきます。

それから、2つ目なんですけど、どの資料かな、資料1の3ページ目の、出生数と死亡数の推移というグラフが出ておまして、議会でも特に出生数にフォーカスして、人口動態の質問なりいろいろ私もしてきたんですが、出生数は、2020年から2021年にかけて少し伸びているんですけど、今見ると死亡数のほうが上のほうに推移を続けていると。寿

命に関するからです、これ、市がコントロールできないものは重々承知しておりますが、この流れでいきますと、人口全体が今、14万7,000、6,000のあたりで、米子市が人口ビジョンで目標値とか掲げておられますよね。寿命のことですのであそこうだ言うべきではないのは承知してますが、多分人口全体はこの流れでいくと、14万人台も切るような時期が早めに来るんじゃないかなと想定するんですが、当局今どのようなお考えを持っておられるか教えてください。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** まず人口推計でございますけども、一応、今回のビジョンでそういう推計をさせていただいてるんですが、これについては、それこそ委員おっしゃるように、これが本当にどうなるかっていうのは分からないもので、ある程度事前修正をしていく必要があるかなというふうに考えております。それで、人口につきましては、確かに、これは確実に、日本全国が人口減少社会に突入しております、問題はどのぐらいのペースで人口が減っていくかということなんですけども、ちなみに本市におきましては、資料1のページで、大体0.35%、20年、21年と比較したら、そのぐらいの割合で人口が減っているということなんですけども、じゃあ、これがどのような、全国的に見てどのような水準かだけ、ちょっと私のほうからお答えをいたしますと、全国では0.51%の減、それで、鳥取県においては0.86%の減、そして、本市の0.35%の減というのは、じゃあどの辺りなのかというと、これ、全国でいいますと、人口減少率が低いところの愛知県、大阪府のちょうど間ぐらいです。ですから、8位、9位ぐらいの割合で、比較的、これは、やっぱり本市の人口構造からいえば、比較的、人口減少が、ほかの市と比べたら影響はないと言いませんけども、そこまでかなという状況でございます。問題は、人口減少が減る云々よりも、それに見合った政策なりまちづくりをしていくことが大事だなというふうに考えているところでございます。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** そうなんですよ、これ、コントロールできない領域なのは分かってるんですけど、ただ、トレンドは結構明らかに出てきたのかなと。先ほど言った0.35は、いい数字だともちろん言えるんですが、結局これが崩れていくのか、その辺をどう見とられるのか。崩れていくっていうことは、要は人口が14万6,000から下がっていく過程で、どのような戦略をお考えなのかを一番聞きたいんですが、さっき部長が最後のほうで言われたとこなんですけど。もしあればですし、これからの課題ですということであれば、それはそれで受け止めますが、いかがでしょうか。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 人口推計につきましては、これ、いろんな推計の中で比較的、確実な推計だというふうに私どもは認識しております。これはあくまでも、いろんな推計あるわけなんですけども、日本の人口推計っていうのは、意外とほとんどあまり誤差がないと言われておりますので、そういうふうな推計になっているのかなというふうに認識しておりますが、先ほどもお答えさせていただいたように、基本的にそういう推計に基づいてどういうまちをつくっていくのかというのを、既に米子市のまちづくりビジョンにおいては、この人口推計においてどういうまちづくりをするかというのを描けておりますので、このまちづくりビジョンに沿った施策を着実に実行することが、この人口減少時代に対応した本

市のまちづくりであると思いますが、急な、そこが、例えば数字が上方修正される云々ということがありましたら、またそのときには、柔軟にそういう施策を変えていく必要があるのかなというふうに考えております。

**○岡田委員長** よろしいですか。

そのほか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません。資料4、資料5のほうで、特に資料5なんですが、下水道さんのほうになるんですけど、資料5ですと3ページ目の下水道企画課さんの分で、目標値ですよね、管渠調査延長の分が、35キロメートルから15キロメートルに下方修正にはなっているんですけど、理由は書いてあるので分かるんですけど、これ、例えば、担当者さんいらっしゃらないので難しいと思うんですけど、答えられなかったら意見でいいんですけど、例えば35キロなら35キロまでにしてしまって、早めに計画達成みたいな形にはならないですかね。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 大変すみません。そこまではちょっと私どものほうで答弁させていただくということは、ちょっとお答えできません。

**○岡田委員長** いいですか。

続いて、奥岩委員。

**○奥岩委員** そういたしますと、そういった意見があったということだけお伝えできたらと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、米子駅周辺活性化連携会議について、当局からの説明を求めます。

石原都市創造課担当課長補佐。

**○石原都市創造課都市計画担当課長補佐** 米子駅周辺活性化連携会議を開催したので報告いたします。

令和4年11月18日、米子市役所4階401会議室にて、第2回連携会議を開催いたしました。協議結果等についてですが、初めに、駅周辺整備検討部会、駅周辺活性化検討部会の開催状況や検討内容について報告した後に、3つの議題について協議しました。

まず、1つ目の議題、がいなロードの供用開始に伴うイベントの開催についてですが、来年8月頃に予定されているがいなロード開通を盛り上げるために、同時期に開催可能なイベントや移動可能なイベント等について協力していくこと、また、イベント等の情報を共有するための協議会を設置することを確認しました。

次に、2つ目の議題、米子駅から米子城跡、米子港、角盤町周辺等への誘導についてですが、駅周辺活性化検討部会において、本市とまちづくりの連携協定を締結しているUR都市機構から、米子駅周辺の活性化を進める上で将来イメージの共通認識化することについて提案がありましたので、今後、提案された素案を基に検討を重ね、駅周辺のみだけでなく、その周辺を含めたまちなかの活性化のイメージを整理していくことを確認しました。だんだん広場については、駅周辺の活性化に向けて整備を進めるウォークアブルな空間

の一部であり、滞在機能を備えた拠点としての役割を期待しているため、鳥取県から米子市への管理移管に向けて調整していくこととなりました。

次に、3つ目の議題、令和5年度のウォークブル推進事業等についてですが、来年度に予定しているウォークブル推進事業について説明するとともに、実施予定の米子ストリートテラスと連携した実証実験について、関係機関と協力して実施することを確認しました。なお、事業の実施箇所等につきましては、2ページ以降の資料を御確認ください。

最後に、今後のスケジュールですが、令和5年2月頃に、第3回連携会議の開催を予定しています。

以上で説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** がいなロードの件で、イベント同時開催の検討のお話がありました。本定例会でもそういった答弁がたしか市長のほうからあったような記憶をしておりますが、駅前に限らず、駅周辺活性化、ウォークブルにもつながってきますので、そういった取組はぜひしていただきたいなというふうに考えております。このウォークブル推進事業のほうなんですけど、可能であれば、今ホームページ等でこういった形になるかですとか、どこがこういった構想でっていうのは出てるんですけど、以前、今、完成してるんですけど、お隣の岡山県の倉敷市さんのところ、駅前のところ再開発されてまして、きれいになって、ウォークブルといいますか、歩きやすいような、回りやすいような、回りたくなるような形にはなってるんですけど、そこ工事される際に、何ていうんですか、防音壁みたいなどころにランドデザインが書いてあったりですとか、そういったのがあったりとかで、通られる方にもイメージしやすかったりとかっていうのもありましたので、ちょっとうちにそれが当てはまるかどうか分からないんですけど、そういった看板ですとか広告効果も狙いながら、これからこういった事業に入られるか、いろいろ工事等もあると思いますので、そういった機も捉まえて、イベントに限らず、工事も広告の機会だというふうに考えていただいて取り組んでいただければなと思いますので、少し話はそれましたが、意見でございます。

**○岡田委員長** いいですか、当局に。いいですか。

じゃあ、そのほか。

今城委員。

**○今城委員** 協議の議事の中の②のところなんですけれども、だんだん広場についてっていうことで、今後の利活用を踏まえて鳥取県から米子市への管理移管っていう、調整っていうことが書いてあるんですけども、これ、無償譲渡とかっていうことではなくて、管理の部分だけ米子市が担っていくっていう、そういうイメージですか。その後の費用のことなどは、どんなことに、調整っていうことなんで、今後かもしれないですけど、その辺ちょっと教えてください。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** だんだん広場の今後の管理移管に向けての調整の具体的な中身についてなんですけれども、先ほども言われましたとおり、これから具体的な面を検討する

んですけども、基本的には、今鳥取県さんの所有になってますので、その状態のまま管理のみ米子市のほうでさせていただくってというような方向で調整をさせていただこうかと思ってます。ですので、通常の維持管理に係る費用とかっていうのは、そうなりますと米子市の負担っていうことになってくるかと思いますので、今後、その辺りもちょっと詳細に詰めていきながら調整をしていきたいというような状態になっております。以上です。

**○岡田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。何となく土地の所有の問題と管理、今後ずっとそのところを維持管理していくってところについてのことが、ちょっと何かしっくりこないかなっていうふうに思ったりして。じゃあ、維持管理、管理移管ということなので、ある程度こちらに、どのような使い方するかみたいなことが、相当数の自由度みたいなのが持たせてもらえるのかどうなのかってところに関しても、ちょっと今の感じでは、これからだってことなんですけど、どうなのかってところがちょっと気になるかなというところですよ。

管理のやり方とかいろんなこともあると思いますので、今後のことだということですから、また都度教えていただければとは思ってますが、じゃあ、そうすると、例えばここを拠点にして、先ほどのウォークブルですとか、自転車を、サイクリングを利用した市内への誘導とか、いろんなことの仕掛けづくりをずっとやっているとすれば、ここにも、管理をするのなら、例えばコグステーションみたいな形だとか、貸出しができるような体制はきちっとできるとか、何かそんなような次につながっていくような管理移管みたいな感じにさせていただくほうが、きっとそういうことは狙っていらっしゃると思うんですけど、八幡部長はいつも次の次のところまで狙ってくださってますので、そういうところを考えると、やっぱりそういう次の次みたいな感じのところも踏まえての、管理だけなのか、それともこちらで、無償譲渡っていう形にするのか、どちらがいいのかってところもちょっと検討いただければなっていうふうに思いましたので、これは希望とさせていただきたいと思えます。

**○今城委員** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** だんだん広場についての御発言がありましたので、基本的な考え方を、要点のみ申し上げたいと思えますが、現在県が所有する都市公園ということでもあります。底地は県が所有ってことは御存じのとおりであります。ここの部分について、有効活用が絶対に必要な部分だというふうに思っておりますが、一方で、これ、以前も議会のほうで御説明いたしましたけど、新しくできますがいなロード、そして、その横にある新しい米子駅の駅舎。その横に指令ビルというのがありまして、これはJRの列車司令関係の機器が入っておりますが、この中の設備等の耐用年数の関係から、このビルについては当面存続せざるを得ないという予定になっております。そうすると、なかなかだんだん広場側に一体的な開発が非常に難しいと。もちろん指令ビルをそのままにしてということも不可能ではないんですけども、やはり開発については、これは有識者会議というので御意見もいただきましたが、この指令ビルも含めた一体的な開発が望ましいだろうということで、当分の間は、今のだんだん広場については、状況を見ながら、今の形のまま活用していくことを想定しております。

ただ、今、委員さんのほうの御発言にもありましたが、米子駅のがいなロードの開通と、

それに伴うにぎわいづくり、そして、周辺の再開発。あえて再開発という言葉を使いますが、こういったものをどんどん進めていくという上においては、やはりこのだんだん広場をいかに有効に使っていくかということは大きな課題でありますので、できますれば、協議が調べばということになりますし、その協議の内容については、また議会に改めて御報告いたしますけれども、県から管理移管を受ける。管理移管を受けるというのは、当然、通常の管理については米子市が管理者として様々な許可等も行っていくということになりますので、もちろん都市公園としての制約はありますけれども、最大限有効に活用、柔軟かつ有効に活用するという方向で米子市のほうの責任で管理させていただきたいと。ただ、当然それに係る公園の管理費というのが、今のところ年間数百万円が想定されますけれども、数百万円程度の公園の管理費というのがかかってまいります。これは市のほうで負担することになりますが、これについては恐らく地方交付税等の財源措置の対象になるということで、全くそれが全て市の純粋な手出しになるということではないと、このように考えておりますが、そういった財源等の調整も含めて、これから県と協議を重ねていくということになります。

底地の所有権の問題については、これは我々の今時点での考え方は、県から無償譲渡というのは、県もここ実は買っておられますので、なかなか、それをお願いできれば一番いいんでしょうけど、米子市にとってみれば。これ、なかなか難しいといいたいまいしょうか、ハードルが高いんだろうと思っております。適切な事業等を、もしやるとすれば活用して、適切な財源を確保して、米子市のほうで必要な部分は購入させていただくということが基本線ではないかなと思っておりますけど、こういったことも、これは将来の課題になりますけど、将来、ここを実際に何かに使っていくという段階では、県のほうと協議することになると思っております。以上です。

**○岡田委員長** いいですか。

そのほか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 一つ教えていただきたいと思っております。米子駅からの、タウンホテルの辺りに出る地下道が、県が設置したものだと思っておりますが、そのところの地下道の会議のときに、議論があるのかなと思って聞きたいと思っております。設置されてからあまり活用はされていないのではないかなと気になっております。米子駅周辺の活性化やウォークブル推進にそこも入れていただいたらいいのではないかなと思っておりますが、お願いいたします。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 駅から地下道を通ってホテルのほうに出る、あの地下道で。私の記憶ですと、市のほうが整備したのではないかなと思うんですけども、そこについて、実は活性化の連携会議の中で、地下道どうするかっていうのは、はっきり言って議論にはなっていないです。今は平面的なというか、ウォークブルな空間をつくるっていうのが、地下ではなくて地上の、平面的な空間をいかに歩いていただくかというようなところを視点にしてるということもありまして、おっしゃられるように、地下道活用されてるかということ、あまり活用されていない状況であるんですけども、そういった交差点の横断歩道のこととか検討する中で、実際に地下道もあるんだよということも踏まえながらそういった検討を

進める必要があるかと思っておりますので、今後また参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○岡田委員長 よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市立地適正化計画（素案）等について、当局からの説明を求めます。

赤井都市創造課課長補佐。

○赤井都市創造課長補佐兼都市政策担当課長補佐 米子市立地適正化計画（素案）等について報告いたします。

本市米子市では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進することとし、令和3年度から米子市立地適正化計画の策定に取り組んできました。また、郊外においても土地利用の規制緩和を図るなど、公共交通を活用した歩いて暮らせるまちを目指し、まちなかと郊外の一体的な発展に向けた取組を進めているところでございます。このたび、米子市立地適正化計画につきましては、素案を策定いたしましたので報告するとともに、あわせて、公民館を地域の拠点として位置づけた郊外における土地利用の規制緩和の検討状況について報告いたします。

まず初めに、米子市立地適正化計画（素案）について説明をいたします。1番、計画（素案）の概要についてです。資料のほうは別紙1、概要版のとおりになります。こちらのほうで説明いたします。なお、お手元のほうには詳細について別添の資料をお配りしておるかと思っておりますので、そちらのほうで御確認ください。

そういたしますと、概要版のほうで説明をさせていただきます。まず、1ページ目、第1章、計画の概要。計画策定の背景・目的でございます。そもそも本市といたしまして、既にコンパクトな市街地が形成されております。さらに、生活利便施設や公共基盤も充実している状況でございます。しかしながら、将来的には、人口減少や少子高齢化の進展により様々な課題が生じることが懸念されております。そのような背景を踏まえまして、社会情勢の変化に対応した都市のリノベーションを図る必要があると考えており、都市機能と居住の誘導を図ることでコンパクトな町を活性化するとともに、充実した交通基盤を活用して中心市街地と郊外を有機的に結びつけることにより、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることを目的として、米子市立地適正化計画を策定するものでございます。計画対象の区域ですけれども、都市計画区域全域を対象として設定しております。計画の目標年次につきましては、おおむね20年後の令和24年（2042年）としております。

続きまして、第2章、基本的な方針についてでございます。1番、まちづくりの理念と施策・誘導方針についてです。進取の気性と商都米子の伝統を基にいたしまして、これまでのまちづくりにより形づくられたコンパクトな市街地、充実した生活利便施設や公共基盤などの既存ストックを有効活用することにより、都市のリノベーションを図るとともに、公共交通ネットワークによりまちなかと郊外を有機的に結びつけ、子どもから高齢者までの多世代が将来にわたり安心して健やかに暮らせる、住んで楽しい町、新商都米子の形成を目指すこととし、まちづくりの理念といたしまして、「歩いて暮らせる 住んで楽しいま



ち よなご ～まちなかと郊外がつながるまち 新商都米子～」としております。以上、まちづくりの理念の具体化に向けまして、下記のとおり方針を5つ設定しております。御覧ください。

続きまして、2ページ目の誘導区域・誘導施設の説明になります。法的に居住誘導区域と都市機能誘導区域、こちらのほうを設定する必要があります。それと、米子市のほうでは、それと別に米子市独自で準都市機能誘導区域というものを設定しております。本計画において、各誘導区域につきましては、下の図のとおりとなっております。居住誘導区域は、青色で示したところになります。市中央の市街化区域、その周辺の市街化区域の住居系の用途の部分になります。続きまして、都市機能誘導区域は紫色の斜線で示した部分になります。こちらのほう、米子駅周辺と皆生温泉周辺、この2か所をエリアとして設定しております。準都市機能誘導区域につきましては、淀江支所周辺、赤色で示したところになります。続きまして、誘導施設になります。誘導施設については、現在、都市機能誘導区域内に立地している施設の維持、充実、または、新たに立地誘導を図る施設として、下記のものを設定しております。それぞれ米子駅周辺エリアと皆生温泉周辺エリアについて誘導施設を設定しております。準都市機能誘導区域で維持すべき都市機能として、淀江支所を含む行政機能を設置しております。

続きまして、3ページ目、誘導施策についてです。誘導施策につきましては、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保、居住の誘導、都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために講ずる施策となっております。こちらにつきましては、居住誘導区域に関する施策と都市機能誘導区域に関する施策、公共ネットワークに関する施策、大きく3つに分類いたしまして、主な取組を表のようにまとめております。

続きまして、第5章、防災指針についてです。防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針のこととございます。居住誘導区域内にある災害リスクを踏まえ、都市の防災に関する機能の確保のために必要な取組を、次のページ、4ページのほうで示してございます。こちらのほう、災害想定を3つに分けまして、それに対する分類ということで、ハードとソフト、両面から取組方針を記載してございます。

続きまして、第6章、目標値の設定と進行管理になります。目標値の設定につきましては、目標指標及び目標値を設定いたしまして、施策の進捗や効果を評価することとしております。目標指標の目標値、効果指標の目標値は表のとおりになっております。

以上で、立地適正化計画の概要についての説明になりますが、今後のスケジュールについてでございます。今後のスケジュールにつきましては、令和4年12月末からパブリックコメントを開始いたしまして、1月までパブリックコメント。その間、1月に住民説明会を開催いたしまして、計画案の作成をいたしまして、来年3月の都市計画審議会と議会のほうへの報告、意見聴取をいたしまして、令和5年の3月に計画策定、公表を予定しております。

続きまして、2番、郊外における土地利用の規制緩和（公民館周辺型地区計画）について説明いたします。これまで郊外における土地利用の規制緩和として、市街化調整区域において、地域コミュニティー維持や良好な都市環境の形成に寄与することを目的といたしまして、令和元年に居住系と工業系の地区計画の運用基準を策定し、令和2年には、地元

企業支援型の地区計画を基準を追加しておるところでございます。この運用基準を基にいたしまして、今現在、3つの地区について地区計画を都市計画決定しているところです。しかしながら、南部・箕蚊屋地区においては、周辺に鉄道駅もないため、現在地区計画ができる範囲から外れていることから、南部・箕蚊屋地域の特定の公民館を地域の拠点と位置づけ、その周辺において地区計画の手法による規制緩和を検討しているところでございます。対象となる公民館につきましては、別紙2の位置図のとおりになります。御確認ください。こちらのほうの真ん中のちょうど下のほうがその対象区域となります。続きまして、今後のスケジュールですが、運用基準の改定案をこの後作成いたしまして、都市計画審議会や議会への報告・意見聴取をした後、こちらのほうも今年度中の運用基準改定を目指しているところでございます。

以上で全ての説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** ちょっと聞いてみたいなと思ったところがあったんで伺いたいんですけども、素案のほうの59ページですかね。米子駅周辺への誘導施設っていうところなんですけど、誘導施設でこういったもの、施設を誘導したいっていうところがあると思いますが、現状で多分、十分満たされているっていう部分もあろうかと思うんですが、例えば認定こども園に関しては、どの程度のキャパシティを見込んでいて現状こうだとか、大規模小売店だったら1万平米以上の小売店舗を目標としてるけど現状こうだみたいな、目標とするような指標があった上で現状どうなのかみたいなのが、もし分かればありがたいなと思って、ちょっと聞かせてもらいたかったんですけども、いかがでしょうか。

**○岡田委員長** 赤井都市創造課課長補佐。

**○赤井都市創造課長補佐兼都市政策担当課長補佐** 認定こども園等につきましては、各所管のほうで計画を持って進められておりますので、そちらのほうの計画によるものというふうに考えております。先ほど言われた大規模小売店舗につきましては、今想定しておりますのは1万平方メートル以上の小売店舗ということで、今市内のほうで、恐らく2つ程度あるかと思っておりますけども、それと同程度のものを今想定しておるところでございます。

**○岡田委員長** 森田委員。

**○森田委員** ありがとうございます。なので、つまり、細かい具体的な数値とか計画みたいなところに関しては、各所管の部署がやるみたいな方向性っていう認識でよかったですでしょうか。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 御質問は、都市機能誘導施設、どの程度のものを想定されているのかということで、これにつきましては、説明の4ページに目標指標の目標値というのがあります。都市機能誘導区域における誘導施設の新築、改築件数ということで、これが20年後ですけど、約7件という数値を目標にしております。その根拠でございますけども、具体的な話があるものもあれば、例えばですけども、今後、米子港のベイ・フロント辺りとか、あと、後藤駅の周辺とか、そういうようなところでの、いわゆる空いたスペースがあって、そこにできたら、そこを空き地のまま、結局そのままにしとくんじゃなくて、

新たな誘導施設をある程度持ってきてきたい。そういうようなことも含めて、そういう7件の数値というのを上げているところでございます。ただ、詳細については、これから、担当のほうで申し上げましたように、各所管のほうでいろんな準備をしている最中でございますので、それが明らかになった時点で、また議会のほうに御報告させていただければというふうに考えております。

**○岡田委員長** よろしいですか。

**○森田委員** はい。

**○岡田委員長** 次に、ほかに。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 郊外における土地利用の規制緩和のほうで、先ほど御説明いただいたんですが、別紙2の下のほう見てみますと、区域内の全ての土地が開発可能になるものではないとあるんですが、例えばこの対象予定となっております4か所、半径500メートルの範囲ってあるんですが、こちらが恐らく農振かかっているところはかなり多いのかなっていうふうに見えるんですが、円で囲んであるんですけど、どの程度、じゃあ、実際規制緩和をすると別に農地以外に活用ができるのかなっていうのは、今分かったりされますでしょうか。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 今お示しさせていただきました半径500メートル範囲内で、どれぐらいの活用可能な土地があるかというようなお問合せだと思うんですけども、ざっくり何割とかっていうのはなかなか申し上げにくいところあるんですけども、基本的に、やはりおっしゃられますように、調整区域で農業の基盤整備とかをされたところですので、基本的には農振農用地っていうことになってます。なので、この半径の中に入ってる全ての土地が今後開発可能な土地っていうことには、なかなか難しいかと思っております。ただ、図上で、ここは可能ですっていうのをなかなかお示しはできないんですけども、この策定するに当たりまして、ある程度このこういうところが可能かなというようなところは見てはいるんですけども、大体、低いところで1割から2割ぐらい、多いところで4割から5割ぐらいは可能かなところがあるのではないかなというような、今、判断をしているところです。以上です。

**○岡田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 全て調べられてるわけじゃないと思いますんで、そういったことになるのかなと思いますし、規制緩和、予定をして今後、実証されてみてどうかっていうところだと思うんですけど、じゃあ、実際に、どういった条件であれば開発可能とかっていうのありますでしょうか。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 具体的には、基本的に開発行為になりますので、その開発の許可基準に合致するかというようなことになります。その基本的な方針については、これから要綱等を決めさせていただくんですけども、この公民館周辺につきましては、これまで駅周辺ですと、一つのまとまった土地が5,000平米以上っていうことにしてたんですけども、なかなかこういった地区で5,000平米を確保するのは難しいのかなっていうふうに考えておりますので、例えば今検討しているこの4地区については3,000平方メートル、3,000平米の規模ということで、今、基準を制定するように考えております。あと、

細かい条件等につきましては、先ほどもありましたように、農振農用地が外れるかとか、農地転用が可能かとか、その他の関係法令との整合が取れる土地で、あと、周辺の道路、排水等の整備が可能であるというような条件を満たせば開発が可能になってくるというふうに今考えております。以上です。

**○岡田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** いろいろ条件があると思いますので、今お答えいただいたところとか、それ以外のところもしかすると出てくるかもしれないですんで、少しタイトなスケジュールだとは思いますが、今後運用に当たっては、どういった形で規制緩和をしたことによって、公民館周辺の地域が活性化するっていうのが恐らく目的だろうと思いますので、そこにつながるような形で運用をしていくように今後考えていただければなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

**○岡田委員長** そのほか。

今城委員。

**○今城委員** 私も今の土地利用の規制緩和というところについて、考え方としてはとてもありがたいし、いいなと思ってます。ここを一つ一つ拠点としてつくっていくっていうのは、大事なことかなというふうに思ってるんですけども。ただ、例えば現状の、どういうふうなっていうふうに考えていくと、誘導もしながら町としての活性を考える上で、大概普通の考え方というと、住宅やアパートとかいうのはもちろんなんですけど、暮らしていくために必要な店舗っていうのも書いてありますが、病院だとか、福祉施設だとか、保育関係だとか、そういうところもしっかりとそこの中に盛り込んで、一体としてそこにありますよっていう感じじゃないとなかなか誘導が成功していくような形になりにくいかなというふうに思ったりするんですね。なので、当然そういう、500メートルですか、その中でっていうところ、半径500メートルでっていうところで誘導していくっていうことを考えていけば、そういうことも考えたり盛り込んでいかんといけんかなというふうには思ったりするんですけど。

そういうふうにしよと思ったときに、既存のものもありますしね、当然。ですけど、例えて言うと、ちょっと心配というか気になるなと思ったりするのは、例えば五千石公民館とかの辺りとかっていうと、水路の問題とかがあって、水位が非常に心配だなっていうところもありますよね。そういうところを先に検討したり改善したりっていうことにならないと、なかなかそこに誘導っていう形は難しいんじゃないかなと思ったりもしますし、関連して、下安曇とか上安曇とかあっち側のところの、水がいつも上がってくるっていう状態をどうするのかっていうことは、これは、当然一体として検討していかないと、町として成り立っていかんでしょうって話になりかねないので、当然その辺の地域状態みたいなのは分かった上で、でも、ここにしていくっていうメリットっていうのをどう最大限に生かすかっていうことはあると思っていますし、尚徳公民館とかも、ずっと縦横に住宅街ですよ。そういうところ、だけど空き家もたくさんあるっていう状態の中で、どういう形でそういう、誘導とか地区計画みたいな形の新しい町っていうか、そういうのを担っていくのかなっていうのがちょっとイメージが湧きにくいな、今のお話だけ聞いててもって思ってるんですけど、そういう感じのところの検討状況みたいなことっていうのはあるんでしょうか。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** これからの周辺のまちづくりを考える上でのいろんな施設の誘導ですとか、あと、水位と。水位っていうの、どういうんですかね、洪水が起こったりとかっていうようなことだと思うんですけども、そういったことを含めてのまちづくり全体のことについてかと思うんですけども。

まず、空き家とかにつきましても、当然新しい家ができればいいということじゃなくて、根本的な問題として市内全域で空き家の問題とかありますので、そういったことにつきましても、少し前に都市整備のほうで空き家の取得の緩和というのをしておりますので、そういったこととセットで活用できればと考えております。

一つ、誘導っていう言い方が、今我々が考えてるのとちょっと、必ずしも合致するのかなということありまして、一つ、今考えてるのが、あくまで緩和ということで、可能性をちょっとお示しするというか、そういうような考えでおります。先ほど委員さんがおっしゃられましたように、家が建てばそれでいいのかっていうこともありますし、今の、地元の方と話をしても、なかなか買物に行くところがないんだよねっていうようなお話もありますので、この制度を考えると、ある一定のエリアで住宅等も可能にするんですけども、その中に商店ですとか病院とかそういったものを盛り込んだ計画にさせていただいても構いませんよ。ただ、それが中心になってしまいますと別の目的になってしまいますので、そういったことも踏まえてこういった緩和っていうのを考えているところです。

水位とかでハザードの問題、先ほどの奥岩委員さんのも条件にもあったんですけども、基本的に米子市、中心部においてもハザードエリアで、1,000年に1回の最大水深で水位があるというような区域になってまして、当然この4地区、市街化調整区域も含めると、かなり高い水位とかありますので、そういった、本当にここに宅地を造成していいのかというようなことも、今の国の基準とかと照らし合わせながら、そういった意味での制約っていうのは、このエリアにおいても水位があまりにも高いところについてはなかなか許可できないとか、そういうことになると思いますので、そういった全体のことを見ながら、審査、都市計画決定とかをしていきたいというふうに考えています。以上です。

**○岡田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 今後、例えばサウンディング調査みたいな感じのことを、この地域、緩和をするよということ踏まえて、あるんですかね。

**○岡田委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 具体的にサウンディング調査とかっていうとこまではちょっと考えてないんですけども、これからこの地区を中心に、例えば公民館の方ですとか、地元の自治連合会の方とかそういった方とかに、我々のこの制度の趣旨とかお話しさせていただくような、ちょっと意見交換をさせていただきながら、これからの制度設計に向けて調整をしていきたいなど、そういったことで周辺の方々の思いと我々の思いとすり合わせをしていきたいというようなことは考えております。以上です。

**○岡田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。ちょっと無謀なことを申し上げるとすればですよ、せっかくこの地域を考えていくっていうことになれば、公共になるのか民間なのか分からないですけども、交通ネットワークっていう意味で、横串を刺していただくみたいな形のものも

ちょっと検討いただければな、一緒にと考えてますので、これは無謀ですがよろしく願います。

**○岡田委員長** そのほか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 私もこの規制緩和ので一つお伺いしたいんですけど、今回、公民館周辺500メートル。伯耆大山500メートル。今、河崎口の駅が、かなり周辺で大規模な住宅建設が進んでまして、やっぱりああいうのが来ると、おのずとスーパーマーケット、河崎なかったのかな、なくなりましたね、そういえば、丸合があったけど、団地のほうに。新しいの入ってますけど、スーパーも建つというような状況なんですけど、一つは、この弓浜部の4駅、300メートル、これについて、今後も含めてどう考えておられるのか聞きたい。

**○岡田委員長** 相野課長。

**○相野都市創造課長** 弓浜地区の300メートルの範囲の今後の考え方についてですけども、今300メートルとまずした要因の一つとして、鉄道駅周辺300メートルっていうのが、比較的農地転用がしやすい範囲っていうことになってますので、まずこれを参考にさせていただきました。これから、例えばその300メートルの範囲である程度開発が進んでくるような状況が見られましたら、当然その農業施策との調整が必要になってくるんですけども、その範囲を500メートルに拡大したりとかっていうようなことは、将来的に考える必要が出てくるかとは思ってございます。以上です。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 割とうちも最近、私の家の近所でも10軒ぐらい新築工事してますけど、なぜかっていうと、奥さんが境に勤めてて自分が米子なんで、市内ですね。ちょうど通いやすいとかという理由もかなりあるんですよ。町内の分家っていうのもあるんですけども。ただし、駅はありますよ、確かに駅あるんだけど、道もないような、いわゆる農地がほとんどなものですから、あれを開発するっていったら、河崎口のようにかなり、すぐ売れるやろうというような狙いがないと、なかなか業者も手がつかないんじゃないかなと思うんですね。この、多分、春日とか五千石、尚徳もかなり農用地じゃないのかな、周りとは思いますし、そこら辺でいったら、幾らかやっぱり市が、さっきもあったですけど、誘導するとかしないと、開発は、丸はつけてますけど、業者がやるとは限りませんからね。そこら辺も含めてやっていただきたいというのと、JRの境線も、私も個人的にはどれだけでもつか分かんないなって思うところもあるんですよ、これだけ赤字が続きますと。そういった郊外に結ぶ鉄道とかの維持に向けても、今後も取り組んでいただきたいというのと、利用者ニーズに応えた新しい交通手段、これも早めに発表していただきたいなと思ってますんで、これは要望しておきます。

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、米子市避難行動要支援者対策事業の取組状況について、当局からの説明を求めます。

毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** そういたしますと、米子市避難行動要支援者対策事業の取組状況について御説明いたします。資料を御覧ください。

まず初めに、本事業の背景でございます。今まで3つの節目がございまして、平成23年、災害時要援護者個別支援プラン事業でございます。そして、平成25年、災害対策基本法改正による避難行動要支援者名簿作成の義務化でございます。そして、このたびの令和3年5月、同法改正による避難行動要支援者の個別避難計画作成、これが努力義務とされたこととなります。

本市ではこれを受けて、地域の方と連携して取組を進めていくこととしまして、昨年度から2地区で、(1)の取組状況の内容のとおり先行的に実施しております。この取組の中で課題が見えてきたことから、今後の全市での展開に当たって、改めて事業全体の見直しの必要が生じてまいりましたので、ここに記しております。

(2)明らかとなった主な課題というところに示しておりますけれども、2つでございます。対象者の範囲の精査。これは現実的な支援体制や名簿の更新を円滑に図るという観点から、本当に必要な避難計画の作成、避難支援を行う必要性の高い方の精査というのが必要だということが1つ見えてまいりました。もう1つが、本人同意が得られない者への対応ということで、これは本当に、災害時に迅速な安否確認、実効性のある避難支援をつくるためにということで、ここの対応というものが必要になってくる、この2つが大きく見えてまいりました。

この明らかとなった主な課題を基に、国の示す取組指針を踏まえて、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難を図るために特に支援を要する者というものを対象者を見直しまして、範囲等見直すということで、裏面にちょっとその辺りを、数字も含めて記してございます。この表一番上ですけれども、一番左、本市の今後の方針を示しているところです。真ん中が昨年度からやった先行事業、これの範囲を示させていただいております。横の数字は、全市的な見込み数というふうなものを記させていただいております。一番右は国の取組の指針ということでございます。これを見て分かっていたかのように、要介護者につきましては、国の指針に基づいた要介護3以上というものを示す方針にしたいと思っております。障がい者につきましても国の指針のとおりという形にして、ここには主に施設入所レベルで在宅の方というところにして、より実効性を高めていかんといけんじかないかというふうに思っております。見込み数として、真ん中の先行事業でちょっと広めの対象者を取った部分から見まして、10分の1程度のものになるというふうに見込んでいるところでございます。

こういった取組を、資料1に実施手順としてまとめてございます。ちょっと見ていただきたいですけれども、資料1。これは、左上にまず名簿登録要件該当者としております。自宅に生活基盤がある避難行動要支援者ということで、この方が実質名簿の対象になってくるということとなります。そして、真ん中ですね、市から名簿登録該当者であることを通知します。そして、個別避難計画の作成規模を市が調査するという形を取りまして、右上、個別避難計画の作成という形に入っております。この作成に当たりまして、優先して、まず土砂災害の警戒区域、そういったところの危険度の高いところに居住する方からどんどん進めていこうという、優先度を設けようというふうに考えております。そして、できた名簿、計画というものが、今度は一番左下になります、避難支援等関係者というこ

とになります。これは消防、警察、消防団、いわゆる公共的な部分と併せて、自治会、自主防災組織というところを、まず範囲を、どういう方に名簿があるといいのかということを決めまして、範囲をまず定めていかないけんということになると思っております。そして、迅速な安否確認や避難支援が行えるように、平常時からの訓練などの関係性を築くため、避難支援等関係者と個人情報管理に配慮して情報を提供していきたいというふうに考える、こういった主な流れをここに示してございます。

こうした提供ですね、個人情報の提供に当たって、災害時の迅速な安否確認や実効性のある避難支援を図るために条例制定を行うこととしたいと思っております。平常時からの名簿情報、個別避難計画情報を避難支援等関係者へ提供するというので、4番、条例の制定の部分に資料としてはなっております。資料にお戻りください。

条例制定についてということで、(1)、避難、この必要性を示しております。条例の概要につきましては、資料の2にまとめております。まず骨子をまとめているところでございます。先ほどから説明をしております部分が条例骨子の主な内容になってございます。今後のスケジュールにつきましては、この骨子を基にパブリックコメントを実施したいというふうに思っております。また3月の定例会での提案に向けて条例案の検討を進めてまいりたいと思っております。

資料の説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** 何点か、手短で結構ですのでお答えください。まず、表面、明らかとなった課題の本人同意が得られなかった云々で、どれぐらいの割合ですか、お分かりいただければお願いします。

**○岡田委員長** 坂本地域振興課主任。

**○坂本地域振興課主任** 同意の割合ですけれども、おおむね8割方同意されておられまして、残りの2割につきましては不同意といったような結果になっております。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 2割はちょっと想定より多かったです。めくっていただいて2ページの一番上の、最初の(1)の枠の中のその他の、当初は75歳以上単身者1万4,000云々で、新たには、その他市長が認める者とありますが、具体的にはこの単身者等を含むのか、それともこういう書き方だけをしておいて、現時点では想定がないのかをお尋ねします。

**○岡田委員長** 毛利課長。

**○毛利地域振興課長** 現時点では、想定といいますことはありませんけれども、ただし、地域によってはこの方が必要だというような声も出てくることを想定しております。そういった方を入れていくというふうな思いでおるところでございます。以上です。

**○岡田委員長** 坂本主任。

**○坂本地域振興課主任** 補足ですが、この形式要件に該当しなくても、例えば1人で避難ができない方というのは出てこられると思います。例えば療育手帳B判定をお持ちの方かつ精神手帳2級をお持ちの方ということで、この形式要件には該当しませんが、複合的な要素を持つことによって1人で避難することが難しい者につきましては、本人の希望



もしくは御家族の希望、あるいは支援者の希望ということで、希望者については柔軟な対応で名簿に掲載、もしくは個別避難計画の作成ということで考えています。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 それで、先ほど2割とあったんですが、同じページの(3)ですね。要は同意を不要とする条例制定を検討するとあるんで、実質同意しない方でも名簿に載せますよという意味で受け取るんですが、その考えでよろしいでしょうか、お尋ねします。

○岡田委員長 毛利地域振興課長。

○毛利地域振興課長 おっしゃるとおりの内容で考えておるところですけども、名簿をまず作成したときに、先ほど御説明いたしましたように、市のほうから名簿作成いたしましたというような形の通知をする予定にしております。まずここで本人に御確認をします。そして、計画を希望を取ることが国の取扱方針に出ておりますので、個別避難計画を作成するに当たっての、そういったときに説明をさせていただいて対応するというふうに考えてるところでございます。

○岡田委員長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 少し補足させていただきますけども、やはり基本的には本人同意というのが、これ、個人情報保護の観点からも非常に大事だという認識は私も十分持っております。ですから、この名簿を作成する際には、個人、それぞれの皆さん、対象となる皆さんにきちんとした情報の提供なりなんなりをさせていただかなきゃいけない。ただ、本当に災害になったときに、じゃあその方をほっとくかっていうと、絶対そういうわけにはなりませんし、私どもといたしましては、逃げ遅れゼロというのを目指しておりますので、そこはそういう個人情報の非常に必要性っていうのは十分認識をしておりますが、何とか御理解をいただいた上で条例制定を今準備しているところでございますし、ただ、これ、条例を制定したからといって、じゃあ、そういう同意を得られる作業を一切しないのかといえばそうではありません。基本的にはこれを実効性あるものにするためには、やはり地域での防災計画なりなんなり、地域での地域防災っていうのを十分進めていく必要があります。その中で、なるべくそういう方々については、私どもも一生懸命、そういう御理解を賜るという努力は常にし続けなければならないという認識は十分持った上で、今回条例の制定を、あえて逃げ遅れゼロという観点から進めさせていただくとるところでございます。

○岡田委員長 すみません。12時になりましたけれども、このまま続行したいと思えますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、稲田委員。

○稲田委員 そこなんです。議会に多分3月定例会で議案上程されるのかなと思っていて、多分議論する場がもう、今日が、もしかしたら最後かもしれなければ、そのことをちょっと前もって確認しておかないといけない、非常に関心事の高いところだったのでお尋ねしました。以上で終わります。

○岡田委員長 そのほか。

今城委員。

○今城委員 すみません。この要支援者名簿等の取組については本会議でもお願いしてま

したし、条例制定についても本会議でお願いしておりました、いい方向になるなっていうふうには思っています。おっしゃるとおりに、あまりにも範囲を広げ過ぎたために、結局誰が、どこで、いつ、どのタイミングで、どういう形で避難を共にしていくのかっていうことがもう分からなくなってしまうみたいなことを起こさないために、国もやはりきちっとした基準を持ってってということですので、それはとてもいいと思っているんです。

ただ、先ほど部長もおっしゃったように、だからといって、この規定に漏れた人たちどうするのかっていうところについての配慮みたいなところは、当然あるんだけど、まだこのところには俎上されてないというか、上がってきてないので、これは福祉のほうになるのか、それとも地域でっていう問題になるのか、それとも防災っていう観点になるのかなんですが、ここに漏れた人たちを、先ほど坂本さんおっしゃったような、認定があるから名簿に入るっていうわけじゃない、どれにも漏れている方たちを、じゃあ、どうやってっていうところっていうのは、次の段階でとても必要になってくることだと思うんですね。だからこそ部長がおっしゃった、誰一人取り残さなくて、逃げ遅れゼロをするっていうのは、そのところをどうするかっていう、非常に大変だけど非常に重要な問題が今残っていると思っていますので、このところをさらに具体化してくださって分かるようにしていただければとてもうれしいなと思いますので、これは要望ですので、よろしく願います。

**○岡田委員長** そのほか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** すみません、1つだけ聞かせてください。明らかとなった課題の中で、支援対応、名簿の更新、名簿の更新って出てきます、名簿の更新とても難しいなというふうに、他の自治体でも伺ったことがありますけれども、どのような考えを持っていらっしゃるのお尋ねしたいです。

**○岡田委員長** 坂本主任。

**○坂本地域振興課主任** 名簿の更新につきましては、条例制定をした後についての話になりますけれども、基本的には日々情報が変わる方になりますので、年度ごとに定期的な更新というのを考えています。今の段階では年に2回ほど更新をかけて、その都度新しくなった名簿というのを支援者の方にお渡しするようなことで今検討しています。

**○岡田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** さっきおっしゃられましたように、やっぱり他の自治体でも、日々更新っていうふうなことをおっしゃってまして、施設に行かれたりとか、病院に行かれたりというようなことがありますので、そこら辺のところは課題だと思いますが、丁寧にしていただければと思います。お願いいたします。以上です。

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、第4次男女共同参画推進計画策定について、当局からの説明を求めます。

長谷川男女共同参画推進課長。

**○長谷川男女共同参画推進課長** それでは、第4次米子市男女共同参画推進計画について説明いたします。

米子市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年に米子市男女共同参画推進計画を、平成25年には第2次、平成30年には第3次の米子市男女共同参画推進計画を策定して、様々な施策を推進してきました。このたび、一層の推進を図るために、そして、第3次の計画が今年度で終期を迎えることから、第4次米子市男女共同参画推進計画を策定するものでございます。

お配りしております資料を御覧ください。計画の期間は、令和5年度から9年度の5年間といたします。この計画に係るこれまでの経過でございますが、本年6月23日及び10月6日の2回にわたって米子市男女共同参画推進審議会において審議いただき、また、8月8日には米子市人権施策推進会議において報告しております。

初めに、計画の目標は、誰もが自分らしく生き生き暮らせるまちとしています。これは、誰もが生きる喜びを実感し、自分らしく生き生きと活躍でき、活力があり続けるまちを目指し、本市のまちづくりビジョンと連動して、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを示しております。

次に、計画の体系でございますが、3つのテーマと7つの重点目標を定め、具体的に取組む施策、内容を示しております。これについては、第3次男女共同参画推進計画の内容が今後も引き続き継続して行うべき施策であることから、第4次計画においても、第3次計画の基本テーマ、重点目標、基本施策の内容をおおむね引き継ぐこととしております。ただし、その表現につきましては一部修正し、施策の区分を県の計画を参考に整えております。また、計画の位置づけでございますが、前回の第3次計画と同様に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に限定される市町村推進計画を含んだものとしております。

裏面を御覧ください。本計画に掲げた取組の参考として見ていく数値の一覧を記載しております。これは施策を推進するための参考の一つとして、昨年度実施した男女共同参画に関する意識調査の結果及び米子市の担当課がそれぞれの計画に記載されている数値目標などから、この計画内容に関連のあるものについて幾つか設定しております。引き続き第3次計画の目標の指標の内容を、継続して経年変化を見ていくこととしておりますが、一部、新たな目標、または対象とするものを変更いたしております。そして、本日お配りしております資料1が、第4次米子市男女共同参画推進計画案となっております。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日の米子市議会総務政策委員会の後に、12月14日から来年の1月13日の期間でパブリックコメントを実施いたします。その後、1月には第3回の男女共同参画推進審議会を経まして、2月に審議会のほうから答申をいただく予定としております。

以上で説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後0時09分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長      岡 田 啓 介